

第4回東御市まちづくり審議会議題に係る事前提出意見・回答書 (東御市公共施設等総合管理計画の見直しについて)

ご意見	回答
<p>東御市公共施設等総合管理計画改訂版(案)概要版について プリント方法の工夫 ・A4版両面2枚⇒A3版両面1枚にコスト削減＝SDGsの実践</p>	<p>印刷を工夫します。</p>
<p>パブリックコメントへの応答が第一かと思うので是非お願いしたい。</p>	<p>当日ご説明します。</p>
<p>公共施設(案)と(概要)について</p> <p>SDGsに関わる記述において「世界基準の開発目標」といった表記があるが、単純にSDGsと記載してもよいのではないか、と思う。 なお、今回の文書は難しい内容も含まれるが重要な内容のため、各地区のワークショップ等の題材にしていっていただければ幸いである。(例えばp.72に一言加筆等もよい)</p>	<p>・SDGsに修正します。 ・P72「(2)議会・市民との情報共有」にワークショップ等を追記しました。</p>
<p>「3.2.公共施設等の管理に関する基本的な考え方」について</p> <p>公共施設建設・リフォーム等に当たっての設計・施工面などを含む検討をしっかりとこなうという方針という項目を含めてほしい。</p> <p>・現在の和保育園が建設された際、雨どいの設計ミスであろうと聞いたことがあるが、下駄箱が置いてある廊下(園児にとっての玄関でもある)はガラス戸などが全くないため、夏季など雨が吹き込むとそのままびしょぬれとなり、先生方はバケツを並べたり、靴を別場所に移動したり、保育以外の作業に追われる始末で、その風景を何回か見たことがあり、何とかならないかと思った。 このような状況を他の保育園等でも共有し、失敗を繰り返さないために、建て替え時には基本的な重大事項として、設計面からどんな建物がよいのかを検討することが必要だと痛感する。 後述する検証結果も取り入れての検討をおこなってほしい。</p>	<p>P33「(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針」に設計、施工方法の検討を加えました。</p>
<p>・上記の例はPDCAサイクルのアクションでもあり、ぜひ、すべての建物の立て替え・リフォーム等に当たって、実施されることを、基本的な考え方の一歩最初としてほしい。 ・このことは「(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針」にも全く述べられていないが、建築後の検証という作業や情報の共有はとても重要なことだと思う。</p>	<p>「3.2.公共施設等の管理に関する基本的な考え方」には方針等の順序がありますので、案のとおりとさせていただきますが、P33「(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針」に施設更新後の検証を加えました。</p>

(結果公表様式)

東御市公共施設等総合管理計画[改訂版] (素案) に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市公共施設等総合管理計画[改訂版] (素案)
意見の募集期間	令和3年12月14日(火) から令和4年1月13日(木) まで
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	同上
提出状況	(1) 提出者数 3人 (2) 提出意見数 25件
実施機関	東御市総務部総務課契約財産係 電話：0268-62-1111 ファックス：0268-63-5431 電子メール：keiyaku@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	2
B	ご意見を反映させるもの (または修正したもの)。	2	6
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	9
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見 (質問、感想等)。	2	8
	計	-	25

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
1	P24 計画策定後の対策効果額の記述について、「・・・新規整備されたことで公共施設の総量が増加したため・・・」との記述だが、「保有数は減少したものの延床面積が増加した」の方が適確では。	長寿命化対策を実施した場合の更新等費用及び対策の効果に修正し、記載させていただきます。	B
2	インフラ資産にかかる将来の更新等費用が減少したのは何故か、簡単な記述を。		B
3	P12「有形固定資産減価償却率の推移」施設の空調設備について個別計画での管理はもちろんだが、「空調設備管理計画」的なものを策定し「いつ、どこの空調が対応年数を迎える」といった把握が必要ではないか。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
4	社会教育施設の耐震診断未実施がほぼ変わっていないのは何故か。	診断未実施の社会教育施設のうち、東御市和記念館は今後、耐震診断を実施予定です。	E
5	改訂の要点について記載がないため、2018年2月「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂について」の記載と改訂箇所の記載を。	資料編に改訂内容を記載いたします。	B
6	関連計画の第2次東御市総合計画後期基本計画、第4次東御市行政改革大綱（東御市行政改革推進計画）、東御市都市計画マスタープラン改訂版における位置づけについて、簡潔な記載を。	「1.2. 計画の位置づけ」に加筆いたします。	B
7	個別施設計画と総合管理計画の関連が不明確である。各個別施設計画の進捗等の掲載及び資料編として個別施設計画の一覧と未策定の計画とそれぞれの所管課の掲載を求める。	策定済みの個別施設計画の一覧等を記載させていただきます。	B
8	中長期的な経費の見込みについて、会計ごと区別し、維持管理・更新経費区分ごと、これらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源見込みを示すことを提案する。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
9	点検・修繕及び安全確保の実施について、総合管理計画見直しに反映し充実を図るため、また維持管理・更新等を含む老朽化対策に生かすためにも点検診断および安全点検の履歴の集積・蓄積の記載が必要。		C
10	維持管理・修繕・更新等の実施について、更新の方針、統合や廃止の方針の整合性廃止の考え方の透明性や公平性が確保されているか、履歴の集積・蓄積を記載することを提案する。	「5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方」 「(2) 情報の一元管理・共有化」に、公共施設マネジメントシステムにより修繕履歴や建替え等に関する情報を集約・管理する旨を掲げています。	A
11	施設の統合や廃止を検討するにあたり、市民参加の仕組みを提案する。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
12	「庁内におけるマネジメント意識の啓発」「民間事業者との連携」について、公共施設等総合管理計画の策定には、市民と行政が情報と意識の共有を図り協働していく必要があり、行政主導的なまちづくりの手法から市民が主体的に考え参画する仕組みの方途を提案する。	す。	C
13	公共施設等総合的かつ計画的な管理の維持の前提として、行政サービス水準を検討する必要があるとされている。行政サービス水準の検討を提案する。		C
14	公共施設の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する数値目標を設定すること、PDCA サイクルの確率が求められる。Key Goal Indicator：重要目標達成指標の設定を提案する。	計画策定当初の施設総量（延床面積）に対する縮減目標を設定します。	B
15	総合管理計画の策定に当たって PPP/PFI の積極的な活用の検討が要請されているため、市としての考え方を公開することを提案する。	「3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」「(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」 【民間事業者との連携】に掲げています。	C
16	総合管理計画の策定・改訂にあたり、市町村間の広域連携を進めていくことが要請されており、地域広域連合や定住自立圏など広域的な視野をもって総合管理計画を検討することが望まれている。広域的な視野を加えることを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
17	固定資産台帳の活用が望まれるとしている。このため保有する財務諸表である固定資産台帳の公表、公共施設等の維持管理・更新等に各事業・施設について効果的な対策検討を提案する。	「5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方」 「(2) 情報の一元管理・共有化」に掲げています。	A
18	保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針について、基本方針の前に未利用財産について所管課における点検・リストアップを求める。未利用財産の有効かつ適正な利活用の方途を確定する仕組みを提案する。公平、校正を担保するため「未利用財産が所在する地区の住民の意見を求め」は財産が市有財産のため「市民の意見を求める」としなければならず、「必要に応じて」は予断が加わってしまうため、必須とすることを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
19	公共施設等には公園のトイレ、管理棟しか含まれないのでしょうか。	本計画の公共施設の対象範囲は「1.4. 対象範囲」に掲げています。	E
20	エコロピアの森は公園施設として位置づけられていませんが事業者賃貸借契約した結果、東御市民の公園では無くなったということでしょうか。	本計画に直接関係するものではないと考えられます。	E

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
21	市内公園についてもトイレ、管理棟といった建造物のみ、公園施設の対象としていますが、今後民間委託された公園は公共施設では無くなるということでしょうか。市民にわかるよう、説明をして頂きたいと思えます。	本計画の公園施設については、施設の用途変更や民間への譲渡がない限り、公共施設でなくなることはないと考えます。	E
22	2020年12月に東御市が「キャンプ場を中信にアウトドアパークを整備するにあたり」としたアウトドアパークは東御市のどこに位置づけられているのかご説明ください。	本計画に直接関係するものではないと考えられます。	E
23	HP「施設の利用制限のお知らせ（1月7日現在）」文化スポーツ振興課（2022年1月11日更新）には「市内体育施設・屋外施設」、「東御市中央公園・遊具、くじら噴水」とありますが、市内体育施設の「屋外施設」とはトイレですか。グラウンドは「公共施設等」の対象外ですか。	屋外施設は市内体育施設のうち屋外に設置されている各所グラウンド、テニスコート、マレットゴルフ場、ゲートボールコート等を指します。	E
24	東御中央公園の「遊具、くじら噴水」以外のエリア、フィールドや芝生公園、雑木林エリアは公共施設ではなく単なる土地として位置づけられているのですか。	東御中央公園の「遊具、くじら噴水」以外のエリアも公共施設ですが、市HP「施設の利用制限のお知らせ」にある「遊具、くじら噴水」は密集のおそれがあるため利用制限がございます。	E
25	都市計画系の事務分掌を見ると「都市公園の維持管理に関すること」とあり、問い合わせたところ、東御市の「都市公園」を提示されましたが、これらの公園は「公共施設等」の対象ではなく、今回の計画とは関係ないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。	E